

(別紙)

開墾等により新規に耕作を開始した土地の取扱いについて

令和5年12月21日
東京都産業労働局農林水産部

近年都内において、宅地や駐車場等であった土地が開墾され、耕作を開始し農地としての様相を呈する事例が発生しています。また、開墾した土地を活用した市民農園や体験農園も開設されています。このような中、土地所有者から課税部局に対し、農地としての取扱いを希望する意見も出ています。

農地法第2条第1項では、農地は「耕作の目的に供される土地」と定義され、さらに、農地法関係事務に係る処理基準によれば、耕作とは土地に労費を加え栽培管理を行って作物を栽培することをいい、耕作が反覆継続的に行われていれば、必ずしも営利の目的であることを要さず、農地に該当するかは、その土地の現況によって判断するとされています。

これらのことから、農地法において、その土地が耕作される前の状態について、特に制約は設けられていないと解されます。

東京都としては、土地が従前農地であるか否かを問わず、耕作が反覆継続的に行われており、引き続き耕作の継続が見込まれる場合には、農地法の対象となる農地として取り扱うことが適当であると考えます。

そこで、新たに農地として取り扱う場合について、都内で統一的な取扱いとなるよう考え方を整理しました。

なお、本通知は事務手続の参考として提示するものであり、農業委員会等における現行手続等の変更を求めるものではありません。

1 農地法第2条第1項に基づく農地の判断基準

農地であることの形式的判断として、次の要件をいずれも満たすことが妥当です。

- (1) 地目変更登記（雑種地や宅地等から畑又は田への変更）を行うこと。
- (2) 土地所有者が農地証明願出書等を農業委員会等に提出し、農業委員会等による現地調査等に基づき農地と証明されていること。

2 農業委員会等における手続

農業委員会等は、土地所有者から農地証明願出書等の提出があった場合には、営農計画の内容、現地調査による耕作状況等を審査し、現況耕作に供され、また、引き続き耕作に供されると見込まれる場合には願出のあった土地を農地と証明し、農地台帳へ新規に登載します。